

和歌山県報

発行 和 歌 山 県和歌山市小松原通一丁目1番地毎週火、金曜日発行

E	次	(取扱課	室名)	~	ージ
O 告	示					
526	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉	保健総	務課)		. 1
527	n .	(")		. 2
528	生活保護法による指定介護機関の廃止	(")		. 2
529	生活保護法による医療機関の指定	(")		. 2
530	生活保護法による施術機関の指定	(")		. 3
531	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福	祉課)		. 3
532	保安林の指定の解除予定	(森林整	備課)		. 3
533	II .	(, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,)		. 3
534	保安林予定森林	(")		. 3
535	使用料の収納事務の委託	(建築住	宅課)		. 4
536	紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する	者に	必要な資	資格等		
			(警察	本部)		. 4
537	各種照会等業務用端末等導入委託及び賃貸借業務に係る一般競争入村	こに参加	叩するネ	皆に必		
要	要な資格等		()	,)		. 7
〇選	举管理委員会告示					
55	政治団体の届出事項の異動の届出					11
56	資金管理団体の指定の取消しの届出等					12
57	政治団体の解散の届出					12
58	政治団体の設立の届出					13
59	資金管理団体の届出					13
〇 公	告					
入札	公告		(警察	本部)		13
"			()	,)		16
						—
	告示					

和歌山県告示第526号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指番	定号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年月日
 市 -28	訪新	合同会社ウイル		あおい訪問看護ステー ション	有田市辻堂656-3	令和 5.2.1

11-03 一ネット 番地の1 訪問看護ステーション 5.				訪問看護ステーション	岩出市今中127番地の6	令和 5.3.31
---------------------------------------	--	--	--	------------	--------------	--------------

和歌山県告示第527号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
新医新 19-26	医療法人井畑医院	新宮市三輪崎二丁目3番21号	令和 5. 2. 28
有薬新 17-27	アリダ薬局湯浅店	有田郡湯浅町湯浅905-3	令和 5.3.31
東薬新 16-28	さんご薬局	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	令和 5.3.31

和歌山県告示第528号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

届出者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年月日
有限会社夢	海南市船尾179	デイサービスセンタ ーかがやき	海南市船尾179	通所介護・介護予 防通所介護	平成 28.11.3
合同会社ウイル	日高郡由良町大字里 294番地の4	あおい訪問看護ステ ーション	有田市辻堂656-3	訪問看護・介護予 防訪問看護	令和 5.2.1

和歌山県告示第529号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指 定 年月日
岩訪新 14-04	株式会社PrimaS	大阪府阪南市黒田382 番地の1	プライマリーリハビリ 訪問看護ステーション 那賀	岩出市今中127番地の6	令和 5.4.1

和歌山県告示第530号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指 定番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年月日
橋は新 12-04	堀祐樹	橋本市御幸辻174-1 (はり・きゅう)	令和 5.3.14

和歌山県告示第531号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の 規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3012300 541	サポート新宮	新宮市新宮3651-1	居宅介護	株式会社アイド ル	新宮市新宮3651-1	令和 5.4.16

和歌山県告示第532号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字糸川字中山742の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第533号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字井関字屛風岩185の32、185の38、185の41、185 の43、185の45、185の46
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第534号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により

告示する。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字大蔵字橋爪122の3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振 興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第535号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅、特定公共賃貸住宅及びこれらの駐車場の使用料の収納事務を令和5年4月1日から次の者に委託した。

令和4年和歌山県告示第577号(使用料の収納事務の委託)は、令和5年3月31日限り廃止した。 令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山市太田37番地17 神田伸二

和歌山市福町34番地 リビエール福町902 梅木宏造

和歌山市小倉266番地7 濵田陽吉

橋本市三石台三丁目22番地の1-408 大村満春

有田郡有田川町大字金屋588番地 長尾照雄

御坊市蘭677番地 湯川忠

西牟婁郡白浜町2927番地の2233 浦勝紀

新宮市井の沢7番26号 中上要

和歌山県告示第536号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、 紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査 の申請方法等を次のように定める。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
 - (1) 調達役務の名称

紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
 - イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
 - ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
 - エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
 - オ この入札に係る端末等更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内 に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは(ア)に掲げる要件を、同等規模以上とは(イ)に掲げる要件を満たしているものとする。

- (ア) 通信事業者の回線に接続するためのネットワーク機器及び端末装置を用いたWAN (Wide Area Network) システムを構築し、又は再構築した実績を有すること。
- (イ)拠点数が10拠点以上のネットワーク機器及び端末装置を200台以上設置し、かつ、構築又は再構築をした実績を有すること。
- カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは (ア) に掲げる要件を、同等規模以上とは (イ) に掲げる要件を満たしているものとする。

- (ア)端末装置及びネットワーク機器について、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。
- (イ) (ア) に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。
- ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- サ 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社 更生法 (平成14年法律第154号) に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法 (平成16年法律第75号) に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうち端末等更新業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。
- 3 資格審査申請書類及びその交付方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合
 - (ア) 競争入札参加資格審査申請書
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動

計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

- (オ)次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (カ)誓約書
- (キ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、 仕様等を記載したもの)及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (コ) 2の(1) のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (サ)申請者に端末等更新体制が整備されていることを証明する端末等更新体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満た すもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(ケ)の書類については端末等更新業務を担当する構成員が、(コ)の書類については端末等賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書 (コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (オ)次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
- (力) 誓約書
- (キ)申請者が代理人を選任した場合の委任状 (コンソーシアム構成員)及び委任状 (コンソーシアム代表者)
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、 仕様等を記載したもの) 及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の(1)の才に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (コ) 2の(1)の力に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (サ) 申請者に端末等更新体制が整備されていることを証明する端末等更新体制証明書(障害発生時

の連絡体制図を添付すること。)

- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満た すもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (ス) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(カ)までの申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(ケ)から(シ)までの申請書類の 用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年4月25日 (火)から同年5月15日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第 1条第1項に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲 げる場所で交付を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年4月25日(火)から同年5月16日(火)までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、令和5年4月25日(火)から同年5月19日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和5年5月18日 (木) 午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-476-0110

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和5年5月31日(水)までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、代表者に通知する。

- 7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
 - (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。
 - (2) (1) の説明は、令和5年6月9日(金)午後5時までに書面により求めることができる。
 - (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
 - (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年6月13日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第537号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び地方公共 団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、 各種照会等業務用端末等導入委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその 資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する業務の名称等
- (1) 調達役務の名称

各種照会等業務用端末等導入委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

各種照会等業務用端末等導入委託及び賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

- 2 一般競争入札に参加する者の資格
- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。
 - ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
 - イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
 - ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
 - エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
 - オ この入札に係る端末等導入業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内 に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは (ア) に掲げる要件を、同等規模以上とは (イ) に掲げる要件を満たしているものとする。

- (ア) 10拠点以上に端末装置等を設置し、サーバ等と接続し、ネットワーク端末として運用可能な端末装置を構築し、又は更新した実績を有すること。
- (イ) (ア) に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは (ア) に掲げる要件を、同等規模以上とは (イ) に掲げる要件を満たしているものとする。

- (ア)端末装置等の機器について、リース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。
- (イ) (ア) に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。
- キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。
- ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者(以下「暴力団等」という。)が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- サ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社 更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法 (平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として参加する場合は、各構成員が(1)のアからエまで及びケからサ

までに掲げる要件を全て満たし、構成員のうち端末等導入業務を担当する者は(1)のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は(1)のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

- 3 資格審査申請書類及びその交付方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合
 - (ア) 競争入札参加資格審査申請書
 - (イ) 事業経歴書
 - (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していない もの)
 - (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
 - (オ)次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
 - (力)誓約書
 - (キ) 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、 仕様等を記載したもの) 及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
 - (ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
 - (コ) 2の(1) のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
 - (サ)申請者に端末等導入体制が整備されていることを証明する端末等導入体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
 - (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満た すもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
 - イ コンソーシアムとして申請する場合

次の(ア)、(ク)及び(サ)から(ス)までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(ケ)の書類については端末等導入業務を担当する構成員が、(コ)の書類については端末等賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ)から(キ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書 (コンソーシアム)
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- (エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (オ)次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

- (カ) 誓約書
- (キ)申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧(メーカー名、製品名(型名)、数量、 仕様等を記載したもの) 及びその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の(1)のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (コ) 2の(1)の力に掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書(入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。)
- (サ)申請者に端末等導入体制が整備されていることを証明する端末等導入体制証明書(障害発生時の連絡体制図を添付すること。)
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満た すもの
 - a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
 - b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (ス) コンソーシアム協定書の写し コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。
- (2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア又はイに掲げる(イ)から(カ)までの申請書類に代えることができる。
- (3) (1) のア及びイに掲げる(ア)、(イ)、(カ)、(キ)及び(ケ)から(シ)までの申請書類の 用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和5年4月25日 (火)から同年5月15日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第 1条第1項に定める休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲 げる場所で交付を行う。
- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和5年4月25日(火)から同年5月16日(火)までの間に和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- 3の(1)に掲げる申請書類は、令和5年4月25日(火)から同年5月19日(金)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和5年5月19日(金)午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

情報管理課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-476-0110

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、令和5年5月31日(水)までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、代表者に通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求 めることができる。
- (2) (1) の説明は、令和5年6月9日(金)午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年6月13日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面に より行うものとする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が あったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山 県和歌山市第五支 部		会計責任者	村上長保	中村精三	令和 4.2.1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
周勝会	岸本周平	国会議員関係政 治団体の区分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第19条の7第1項第1号 かつ第2号に係る国会議 員関係政治団体	令和 4.9.1
和歌山県LPガス政 治連盟	佐伯浩三	会計責任者	福永剛	石井美継	令和 5.1.24
森下誠史後援会	小澤勇	主たる事務所の 所在地	日高郡美浜町三尾110	日高郡美浜町三尾82-11	令和 5. 2. 13
吉田靖広後援会	吉田靖広	会計責任者	吉田唯依	山本正	令和 5. 2. 17
高田英亮後援会	鈴木英雄	代表者	鈴木英雄	森澤茂二	令和 5.1.14
平田みほ後援会	谷口幸男	会計責任者	鴻谷泰弘	平田眞代	令和 5. 2. 24
		主たる事務所の 所在地	紀の川市西大井558-8	紀の川市上野47	
石井仁後援会	松岡登	代表者	松岡登	富澤勝義	令和 5.3.1
		会計責任者	松岡泉	山野井一美	
辻本勉後援会	石井紀義	代表者	石井紀義	福井重治	令和 5. 2. 28

和歌山県報 第 407 号

玉木ひさと後接会	藤田孝博	主たる事務所の 所在地	有田市古江見15番地 川 ロビル3F	有田市宮原町道333-2	令和 5.3.1
つるほ庸介後援会 日高川鶴翔会	山本啓司	会計責任者	堀江才二	花光俊昭	令和 5.3.1
はにや高夫後援会	河野敬二	代表者	河野敬二	田代哲郎	令和 5.3.10
林佑美後援会	林佑美	主たる事務所の 所在地	和歌山市福島418番地11	和歌山市松江749番地15	令和 5. 3. 13
谷口たかひろと和 歌山の未来をつく る会	谷口尚大	国会議員関係政 治団体の区分	国会議員関係政治団体以 外の政治団体	法第19条の7第1項第1号 かつ第2号に係る国会議 員関係政治団体	令和 4.10.30

和歌山県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
南勝弥	南かつや後援会	令和 4.12.31

和歌山県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、 同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
にさか吉伸すさみ町後援会	岩田勉	令和 4.12.31
仁坂吉伸美浜町後援会	籔内美和子	令和 4.12.31
南かつや後援会	南勝弥	令和 4.12.31
黒原章至後援会	黒原章至	令和 4.12.31
九鬼裕見子後援会	九鬼修巳	令和 4.12.31
うら愛一郎後援会	浦愛一郎	令和 5.1.31

和歌山県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、 同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡本きよし後援 会	岡本喜好	岡本公美子	橋本市城山台3丁目32-7	令和 5.1.16
梅本ちえ後援会	梅本知江	梅本莉那	橋本市東家5丁目7-8	令和 5. 2. 24
しんこ祐子後援会	新古祐子	坂口敦子	和歌山市田中町5丁目1-8-803	令和 5. 2. 28
地方創生SDGsの 会	山本正	和田修	西牟婁郡すさみ町周参見3784番地の2	令和 5. 2. 28
亘志会	山本亘志	御堂和己	有田郡湯浅町湯浅2489番地	令和 5.3.1
百村まさひろ後 援会	松根伯安	百村育美	新宮市新宮390-1	令和 5.3.2
谷口たかひろと 希望ある和歌山 をつくる会	谷口尚大	谷口尚大	日高郡印南町美里496-1	令和 5. 3. 17

和歌山県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、 同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年4月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
山本正	すさみ町議会議 員	地方創生SDGsの会	西牟婁郡すさみ町周参見3 784番地の2	令和 5. 2. 24

公 告

入札公告

紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度

令和5年度から令和10年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 紀州NET端末等更新委託業務

契約日から令和6年2月29日までの間

イ 紀州NET端末等賃貸借業務

令和6年3月1日から令和11年2月28日までの間

(4) 調達役務の仕様等

紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県告示第536号に規定する紀州NET端末等更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加 資格を有する者であること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

令和5年4月25日 (火) から同年5月15日 (月) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和5年4月25日 (火) から同年5月16日 (火) までの間に情報管理課に対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和5年6月14日(水)午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

工 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年6月13日(火)午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 7 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

- 8 契約保証金に関する事項
 - (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。 コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委 任を受けた者が契約保証金を納付すること。
 - (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、 無効とする。

- 10 入札執行方法の細目
 - (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
 - (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。
 - (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって

申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、 落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじ を引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員に くじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1) に規定する日時に入札場所に 出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

- 14 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required:

Renewal and Reconstruction of Wakayama Prefectural Police Information System, "Kishu NET", and equipment lease

(2) Time limit for tender:

10:00 a.m. Wednesday 14 June 2023 (Deadline for bids submitted by mail: 5:00 p.m. Tuesday 13 June 2023)

(3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL: 073-423-0110 FAX: 073-423-0120

入札公告

各種照会等業務用端末等導入委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方 自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等 又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

令和5年4月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度

令和5年度から令和10年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

各種照会等業務用端末等導入委託及び賃貸借業務 一式

- (3) 履行期間
 - ア 各種照会等業務用端末等導入委託業務

契約日から令和6年3月31日までの間

イ 各種照会等業務用端末等賃貸借業務(端末等の保守を含む。)

令和6年3月1日から令和11年2月28日までの間

(4) 調達役務の仕様等

各種照会等業務用端末等導入委託及び賃貸借業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和5年和歌山県告示第537号に規定する各種照会等業務用端末等導入委託及び賃貸借業務の一般競争 入札参加資格を有する者であること。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課(以下「情報管理課」という。)

郵便番号 640-8313

和歌山市西46番地の1

電話番号 073-476-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

令和5年4月25日 (火) から同年5月15日 (月) までの和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) 第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

- 4 入札説明書及び仕様書(以下「入札説明書等」という。)を交付する場所及び期間等
 - (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア場所

3の (1) に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

- (2) (1) により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和5年4月25日 (火) から同年5月16日 (火) までの間に情報管理課に対して書面等 (ファクシミリを含む。) により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和5年6月14日(水)午前11時

- ウ 開札場所
 - アに同じ。
- 工 開札日時

イに同じ。

- (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県警察本部から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを提出するものとする。
- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和5年6月13日(火)午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。) 第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。 コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委 任を受けた者が契約保証金を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、 無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、 落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじ を引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察本部の職員に くじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1) に規定する日時に入札場所に 出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。
- 11 契約書作成の要否

要

12 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

13 契約方法

契約は、落札者と行うものとする。

- 14 その他
 - (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the services to be required:

Introduction of business computer devices for inquiry and others, and equipment lease

(2) Time limit for tender:

11:00 a.m. Wednesday 14 June 2023 (Deadline for bids submitted by mail: 5:00 p.m. Tuesday 13 June 2023)

(3) Contact point for the notice:

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL: 073-423-0110 FAX: 073-423-0120